

## 第3回 岐阜県豚コレラ有識者会議

日時：平成31年4月16日（火）  
15時30分～16時30分  
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

### I 野生いのししへの経口ワクチン投与の状況について

### II 豚へのワクチン投与について

#### 【配布資料】

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 資料1 | 第1期第1回経口ワクチン野外散布実績 |
| 資料2 | 経口ワクチンのサーベイランス実施状況 |
| 資料3 | 第1期第2回経口ワクチン野外散布計画 |
| 資料4 | 豚へのワクチン投与について      |

## ■委員名簿

(50音順、敬称略)

青木 博史 (あおき ひろし)	・ 日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)
浅井 鉄夫 (あさい てつお)	・ 岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)
石黒 利治 (いしぐろ としはる)	・ (公社)岐阜県獣医師会 会長
伊藤 貢 (いとう みつぎ)	・ (有)あかばね動物クリニック 獣医師 ・ 一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 理事
江口 祐輔 (えぐち ゆうすけ)	・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 畜産・獣害研究領域鳥獣害対策 技術グループ長
小寺 祐二 (こでら ゆうじ)	・ 宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授 ・ 国拡大豚コレラ疫学調査チーム臨時委員
只野 亮 (ただの りょう)	・ 岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 応用動物科学コース 動物ゲノム多様性学分野 准教授
平田 滋樹 (ひらた しげき)	・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害グループ 上級研究員
山本 健久 (やまもと たけひさ)	・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス疫学研究領域疫学ユニット長 ・ 国拡大豚コレラ疫学調査チーム委員

## ■ワーキンググループ アドバイザー

迫田 義博 (さこだ よしひろ)	・ 北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授
---------------------	----------------------------

## 第3回 岐阜県豚コレラ有識者会議 出席者名簿

### ■委員

(50音順、敬称略)

青木 博史	・日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)
浅井 鉄夫	・岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)
石黒 利治	・(公社)岐阜県獣医師会 会長
伊藤 貢	・(有)あかばね動物クリニック 獣医師 ・一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 理事
堂山 宗一郎 (江口委員代理)	・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 鳥獣害対策技術グループ 主任研究員
平田 滋樹	・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 虫・鳥獣害研究領域 鳥獣害グループ 上級研究員
山本 健久	・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス疫学研究領域疫学ユニット長 ・国拡大豚コレラ疫学調査チーム委員

### ■ワーキンググループ アドバイザー

迫田 義博	・北海道大学大学院 獣医学研究院微生物学教室 教授
-------	---------------------------

### ■オブザーバー

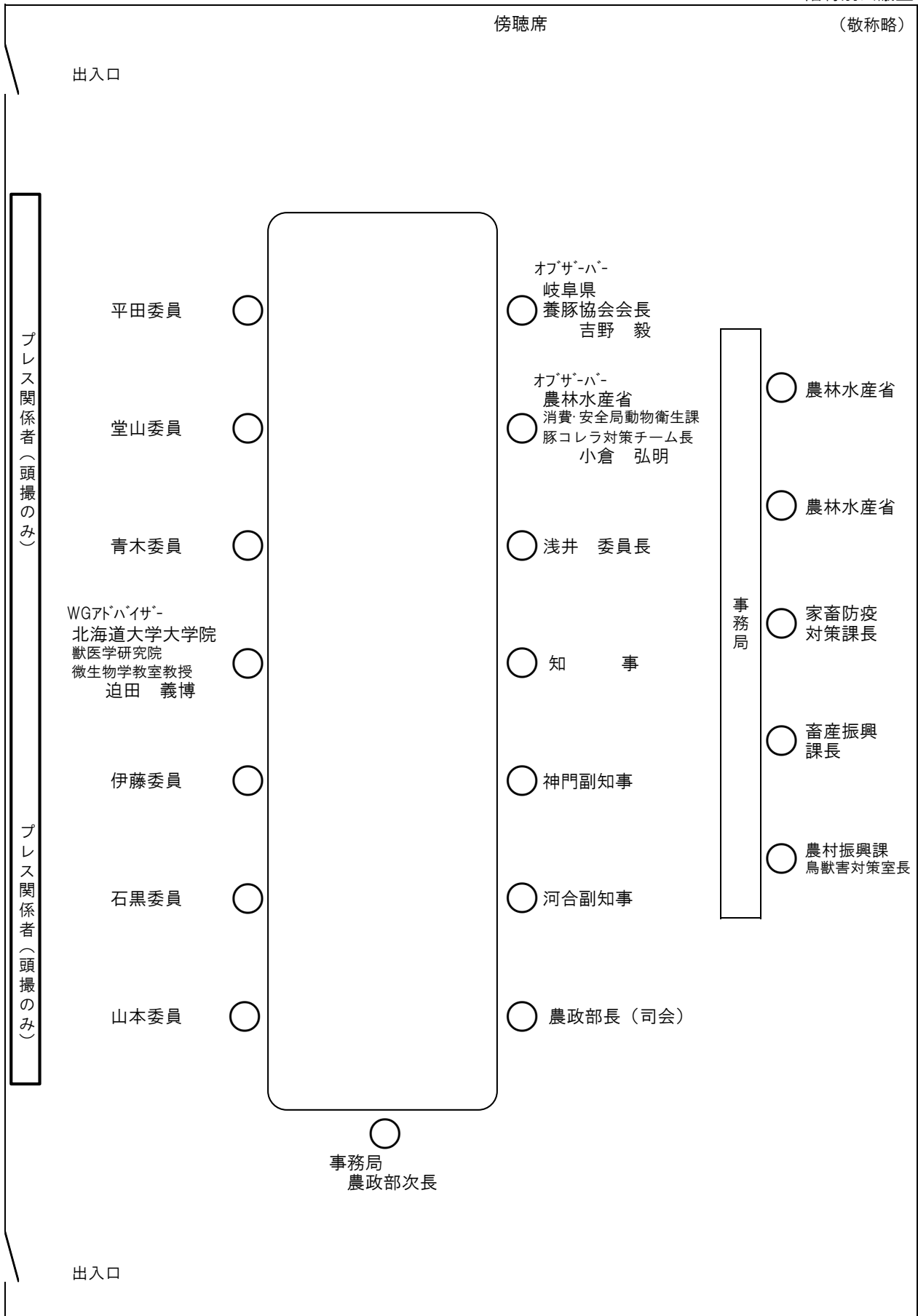
小倉 弘明	・農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 豚コレラ対策チーム長
吉野 毅	・岐阜県養豚協会会長

### ■県関係

古田 肇	・岐阜県 知事
神門 純一	・岐阜県 副知事
河合 孝憲	・岐阜県 副知事
渡辺 正信	・岐阜県 農政部長
長尾 安博	・岐阜県 農政部次長

# 第3回 岐阜県豚コレラ有識者会議配席図

平成31年4月16日(火)  
4階特別会議室



## 第1期第1回 経口ワクチン野外散布実績

### 1. 餌付け実績(H31.3.18 ~ 3.24)

内容	実施箇所 (A)	餌付け 確認箇所 (B)	餌付け 確認率 B/A
合計	586	411	70%

### 2. ワクチン散布実績(H31.3.25 ~ 3.29, 一部3.24散布)

内容	散布	
	箇所数	個数
合計	600	24,001


### 3. ワクチン回収実績(H31.3.30 ~ 4.3, 一部3.29回収)

内容	回収対象	イノシシ摂取個数(想定)		イノシシ不摂取個数			
		摂食痕あり	まるごと 摂食と推定	小動物等の 摂食痕あり	損傷なし		
合計	24,001	17,700 (74%)			6,301 (26%)		
			2,253	15,447		1,024	5,277

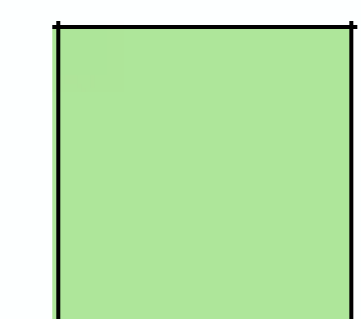
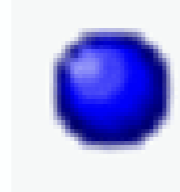
### 4. センサーカメラによる確認実績(H31.3.24 ~ 4.3)

内容	設置箇所 (H)	イノシシ 確認箇所 (I)	イノシシ以外 確認箇所	イノシシ 確認割合 I/H
合計	65	39	26	60%

# 経口ワクチン散布（わな設置）区域図

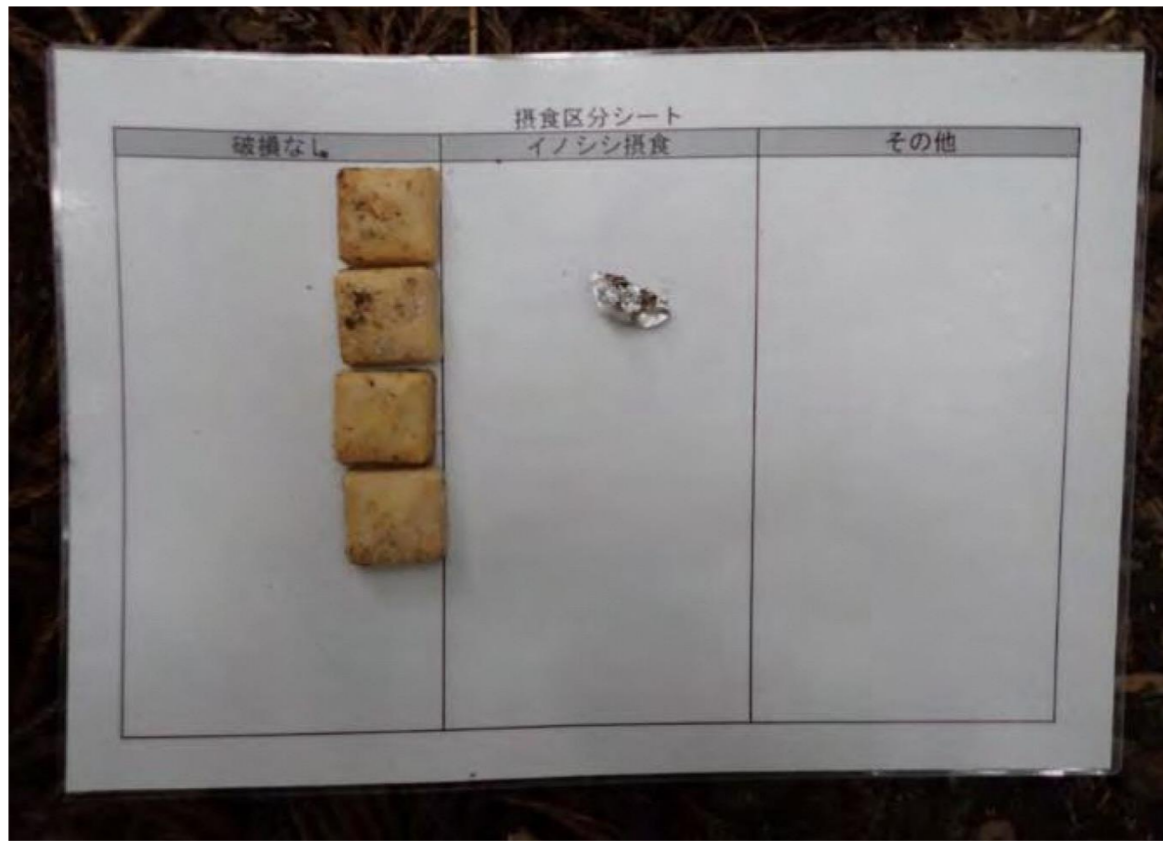


## 凡例

-  センサーカメラ設置メッシュ
-  ワクチン散布(わな設置)箇所

経口ワクチン回収作業写真(第1期1回目)

2019年3月30日 岐阜市 ワクチン摂食区分



2019年3月30日 可児市 ワクチン取り出し後の散布穴



2019年3月30日 多治見市 ワクチン摂食区分



2019年3月30日 多治見市 イノシシ足跡



# 経口ワクチン散布箇所を設置したセンサーカメラの記録

美濃市:メッシュ番号429



<平成31年3月28日 イノシシ>

恵那市:メッシュ番号770



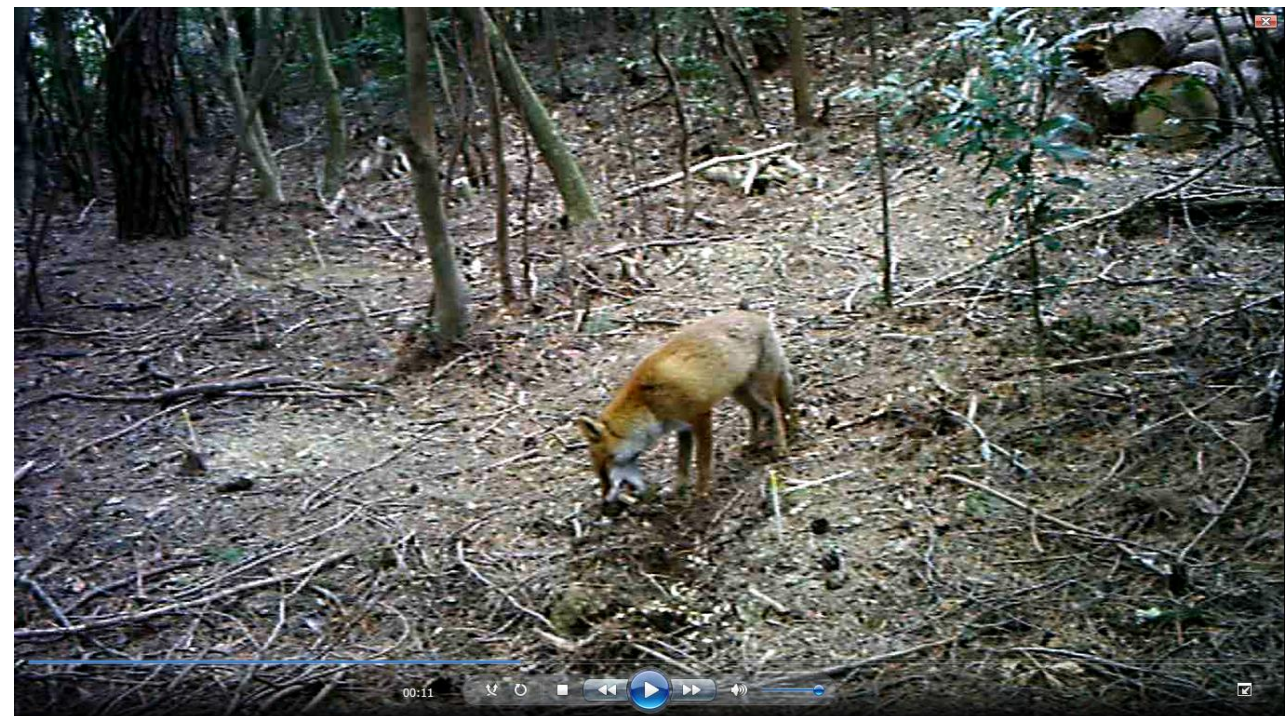
<平成31年3月29日 イノシシ2頭>

恵那市:メッシュ番号696



<平成31年3月27日 タヌキ3頭>

多治見市:メッシュ番号1054



<平成31年3月28日 キツネ>



## 経口ワクチンのサーベイランス実施状況

岐阜県

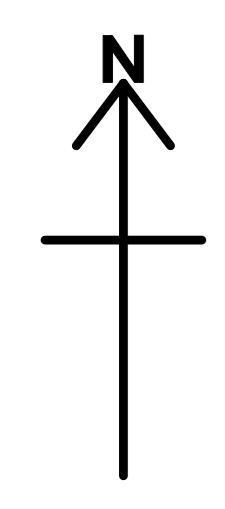
## 1 これまでの検査結果（H30.9月～H31.4.2 捕獲・発見分）

区 分	PCR（抗原）			ELISA（抗体）			
	検査頭数	陽性	陽性率	検査頭数	陽性	うちPCR(-)	陽性率
捕獲個体	761	149	20%	672	51	5	8%
死亡個体	150	96	64%	74	10	0	14%
合 計	911	245	27%	746	61	5	8%


## 2 サーベイランス期間中の検査結果（H31.4.3～4.14 捕獲・発見分）

区 分		PCR（抗原）			ELISA（抗体）			
		検査頭数	陽性	陽性率	検査頭数	陽性	うちPCR(-)	陽性率
ワクチン 散布 地域内	捕獲個体	43	38	88%	43	25	0	58%
	死亡個体	10	10	100%	7	1	0	14%
	計	53	48	91%	50	26	0	52%
ワクチン 散布 地域外	捕獲個体	7	5	71%	7	4	0	57%
	死亡個体	3	2	67%	3	1	0	33%
	計	10	7	70%	10	5	0	50%
合 計		63	55	87%	60	31	0	52%

※ワクチン散布地域内で捕獲された13検体は現在確認検査中のため含まず





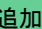

# サーベイランス結果図



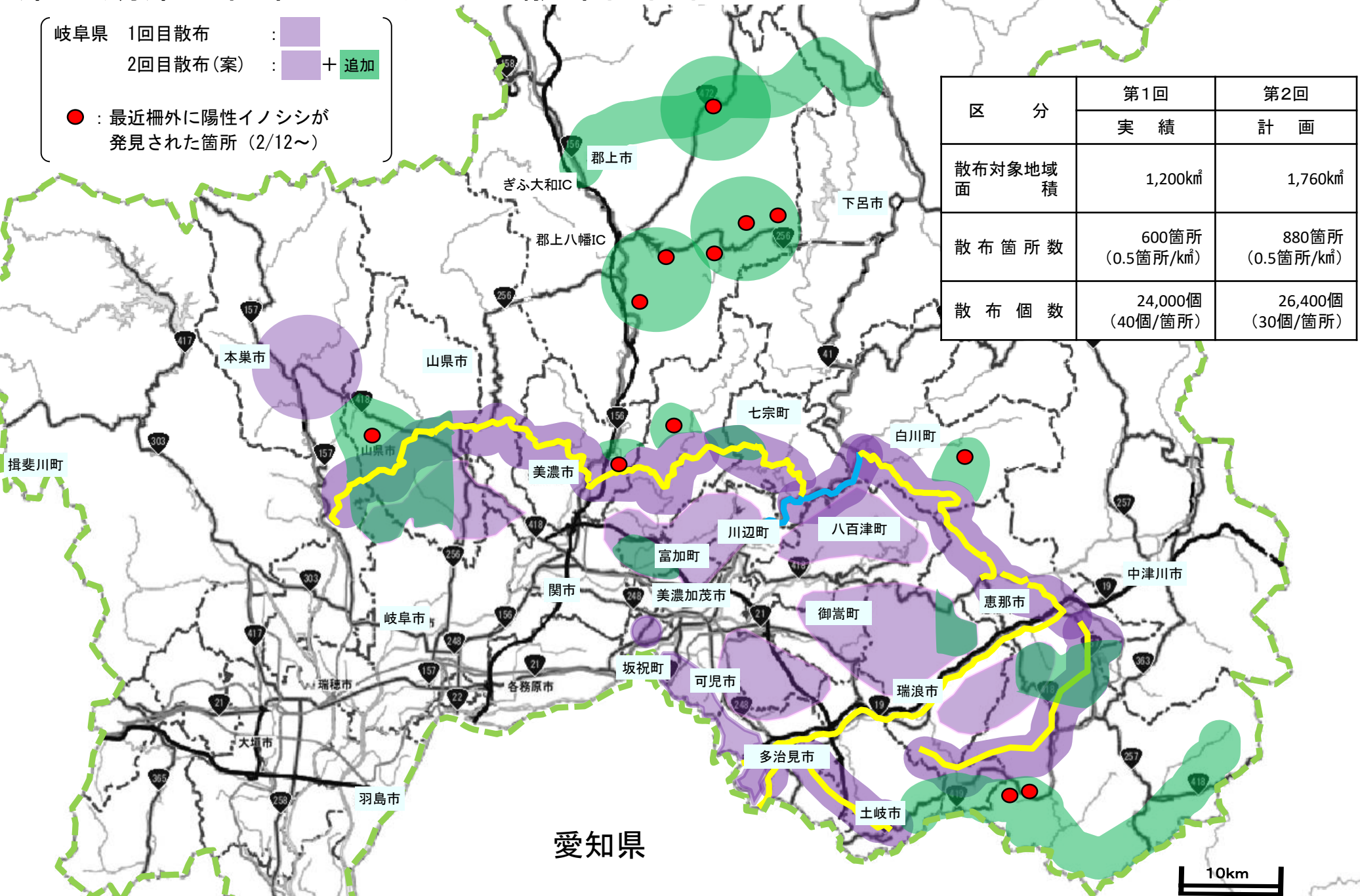
## 凡例

- ワクチン散布メッシュ
- PCR + ELISA +
- PCR + ELISA -
- PCR - ELISA -

## 第 1 期第 2 回経口ワクチン散布計画図

- 岐阜県 1回目散布 : 
- 2回目散布(案) :  +  追加
-  : 最近柵外に陽性イノシシが発見された箇所 (2/12~)

区 分	第1回	第2回
	実 績	計 画
散布対象地域積	1,200km <sup>2</sup>	1,760km <sup>2</sup>
散布箇所数	600箇所 (0.5箇所/km <sup>2</sup> )	880箇所 (0.5箇所/km <sup>2</sup> )
散布個数	24,000個 (40個/箇所)	26,400個 (30個/箇所)





## 豚へのワクチン投与について

## 1 日本でのワクチン投与の経緯

(出所「豚コレラ防疫史」(2009年発行、監修：農林水産省))

年	ワクチン投与	内 容
1888 ～		日本国内で初の豚コレラ発生(推察)。以降、継続的に発生
1912 ～	全 国 で の 実 施	豚コレラ血清応用開始 (実施県 1912年：1県 → 1925年：10県)
1920 ～		豚コレラワクチン製造・応用開始 (実施県 1920年：2県 → 1932年：2府27県)
1969 ～		農林水産省(家畜衛生試験場)が効果の高い生ワクチンを開発 自衛防疫集団(家畜畜産物衛生指導協会)により組織的なワクチン接種を開始。以降、ワクチン未接種農場で散発的に豚コレラ発生
1992 ～		熊本県で豚コレラ発生(以降26年間、2018年まで発生なし)
1994 ～	中 止 へ の 移 行 ・ 可 能 な 地 域 か ら 中 止 へ	国において、豚コレラ撲滅・ワクチン接種中止に向けた計画立案 豚コレラ撲滅体制確立対策の策定
1996 ～		上記計画に基づいた <b>第1段階</b> の対策の実施 ワクチンの組織的接種を通じた地域防疫体制の強化
1998 ～		上記計画に基づいた <b>第2段階</b> の対策の実施 発生時の迅速な防疫措置の徹底 清浄化が確認された地域でのワクチン接種中止 1998年 47都道府県で接種 1999年 4月 全国に先駆けて鳥取・岡山・香川県が接種中止 1999年 10月 三重・島根・高知県が接種中止 2000年 4月 26都道府県(岐阜県を含む)が接種中止  一部の県の接種中止の一方で、茨城県、関東各県、東海、九州地区等では、次の理由により接種継続を求める活動が活発化。 ・ワクチン接種中止後は豚コレラが発生する可能性が高い。 ・発生した場合の死体処理等の防疫体制が未整備 ・発生した場合、風評被害もあり経営継続は不可能 ・仮に国内が清浄化されても、再度、海外からウィルスが侵入する恐れ ・国から豚コレラ撲滅・接種中止への十分な説明がない  上記の活動に対する国の取り組み ・全国各地域で専門家を交えた説明・意見交換 ・異常豚の早期の届出と病性鑑定の徹底 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用除外の確認

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜防疫互助基金の造成支援、死亡家畜の一時保管施設・運搬車両整備</li> <li>・豚肉の輸入条件を国内と同等に強化するため、海外において発生農場から半径 10km 以内に位置しない農場からのみ輸入。</li> <li>・緊急ワクチン 100 万頭分の備蓄</li> </ul>
2000 ～	原則中止・一部の地域は継続・知事の許可制	<p>上記計画に基づいた<b>第3段階</b>の対策の実施 ワクチン接種の原則中止から、最終的に全面中止へ <b>2000年10月 ワクチン接種の原則中止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が強引に全面中止することは断念し、原則中止として、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第50条による都道府県知事の許可を得ればワクチン接種は認め、ワクチン接種継続を求める生産者に引き続き理解を求めていくことにした。</li> <li>・なお、この許可にあたっては、一部農場でワクチン接種が実施されることによる防疫上の混乱を回避するため、以下の条件をつけた。 接種状況の報告、接種豚の表示、ワクチン接種許可情報の開示、立入検査の実施</li> <li>・輸入検疫の強化も行い、例えば、ワクチン接種が行われているメキシコでは、一部の地域で豚コレラの発生があったため、同国からの豚肉輸入について、清浄州地域以外からの輸入を停止。</li> </ul> <p>2001年第1四半期で19都府県※が接種を許可 ※接種中止した都府県のうち、鳥取県等4都県が接種を復活</p> <p style="text-align: center;"><b>別添1 国のワクチン全面中止までの接種の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この段階で2国間協議による輸出交渉のための地域内消費は行われていない。</li> </ul> <p>2002年4月から豚コレラ防疫指針の策定検討開始</p>
2006 ～	全 面 中	<p>2006年3月 豚コレラ防疫指針の策定・公表 [指針の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一農場でも飼養管理形態などから豚舎が区分され、防疫上問題がないと判断された場合、同一農場の豚であっても必ずしも殺処分の対象とする必要はない。</li> <li>・緊急ワクチンは発生農場においても迅速な殺処分が困難な場合は使用できること。</li> <li>・発生農場が円滑に経営再開できるよう関係機関が連携し、支援すること。</li> <li>・移動制限期間も従来の防疫要領に比べ合理的な期間に短縮。</li> </ul> <p><b>2006年4月 ワクチン接種の全面中止</b></p>
2007 ～	止	<p>2007年4月 国際獣疫事務局（以下「OIE」（※1）という。）の規約に定める豚コレラ清浄国（※2）に認定</p>

2007 ～	全 面 中 止	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※1：OIEとは、世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関（1924年発足、2018年5月現在182の国と地域が加盟。日本は1930年に加盟）</p> <p>※2：清浄国とは、豚コレラの発生がない状態の国のこと。ワクチンを使用していないことが条件で、OIEが認定する。豚コレラが発生した場合、認定の効力は停止する。認定の停止中は、発生国からの豚肉輸入制限する国もある。</p> </div>
2018 ～		<p><b>岐阜県で国内26年ぶりの豚コレラ発生→清浄国のステータスは停止中※</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※清浄国への復帰は、殺処分を含めた防疫措置を完了させて、3カ月を経過すれば復帰が可能。</p> </div>

## 2 ワクチン投与の意義

### (1) 感染及び発症の防御

- ・これまでの発生事例の感染経路が明らかになっておらず、豚コレラ発生が拡大し、すでに県全体で飼育頭数の23%、野生いのしし陽性エリア内では35%が殺処分されている。ワクチン投与により、これ以上の農場における発生、殺処分を回避する。
- ・このままワクチン投与せずに放置すれば、施設は減少の一途をたどることとなりかねない。

### (2) 経営再開のための不可欠なステップ

- ・このまま放置すれば、発生農家は経営再開ができず生活の糧を失う。
- ・経営再開のためには、ワクチン投与による経営可能な環境整備が必要。

#### <豚コレラ発生に伴う豚飼育頭数等の減少について>

区 分	豚コレラ発生前	1 2 例目 発生後	減 少	
			施設・頭	割合
施設数（県全体）	3 8 施設	2 8 施設	1 0 施設	2 6 %
うち野生いのしし 陽性エリア内	2 7 施設	1 7 施設	1 0 施設	3 7 %
飼育頭数（県全体）	1 1. 1 万頭	8. 6 万頭	2. 5 万頭	2 3 %
うち野生いのしし 陽性エリア内	7. 1 万頭	4. 6 万頭	2. 5 万頭	3 5 %

### (3) 発生拡大時の防疫措置に係る費用軽減

- ・ワクチン投与に係る経費以上に、防疫措置に係る多大な経費が軽減できる。

防疫措置 経 費	防疫作業経費 岐阜県での事例（1 2 例の合計） 殺処分数：約 2. 5 万頭	約 1. 3 億円 （8ヶ月）
ワクチン 投与経費	ワクチン接種経費（岐阜県の年間所要額想定） 岐阜県の飼育頭数 9 万頭×最大 2 回×300 円/本	約 0. 5 億円 （1年間）

### (4) 経口ワクチン散布との同時実施による効果

- ・野生いのししの感染が拡大している中、経口ワクチンと並行して豚ワクチンを早期に接種することで豚コレラの撲滅が期待できる。



野生いのししにおける豚コレラ陽性率の推移

年 月	陽性率 (%)	検査状況(頭)			備考
		陽性	陰性	計	
H30. 9	11.2%	10	79	89	9/9から
10	13.6%	30	191	221	
11	12.8%	20	136	156	
12	18.9%	25	107	132	
H31. 1	24.5%	25	77	102	
2	61.6%	90	56	146	
3	67.3%	37	18	55	
4	85.1%	63	11	74	4/15まで
合計	30.8%	300	675	975	

(H31.4.15現在)

<まとめ>

こうしたことから、農場の飼養衛生管理基準の遵守徹底を前提として、豚コレラワクチン投与に向けた具体的な検討を進めるべきである。

### 3 ワクチン投与に向けた検討事項

- 地域限定でワクチン接種を行う場合には、農林水産大臣が、特定家畜伝染病緊急防疫指針を作成・公表することとなっており、指針には実施時期、実施地域、対象家畜、その他必要な事項を定めることとなっている。
- 県はその指針に基づき、ワクチン接種に関する計画を作成し、ワクチン接種を行う。

#### (1) 実施時期

- ・発生が拡大している中、準備に必要な期間と、接種を継続する期間を設定すべき。
- ・実施期間は、いのししへの経口ワクチン投与により、感染がコントロール可能となる数年間とするか。

ワクチン接種の回数

肥育豚（子豚）：年1回、繁殖豚（親豚）：年2回

#### (2) 実施地域

- ・岐阜県及び愛知県全域とするか、岐阜県や愛知県の特定の地域とするか。

#### (3) 接種した豚の取り扱い

- ・接種した豚の出荷及び消費の地域的範囲をどうするか。

##### <OIE（国際獣疫事務局）によるゾーンまたは区画の定義>

ゾーンまたは区画内の関連商品は、それらの動きが追跡可能であるように識別されるべきである。生産システムによっては、識別は群れ、あるいは個々の動物のレベルで行われる。

ゾーンまたは区画への商品の出入は、適切に文書化され、管理されている必要がある。

動物識別システムの存在は、ゾーン又は区画の完全性を評価するための前提条件。

- ・過去の例においては、地域限定（一部の都府県）でのワクチン接種が実施されていた際に、地域内消費は行われていない。

#### (4) 輸出入への影響

## ＜参考＞地域限定の緊急ワクチン接種のための手続き

### (1) 特定家畜伝染病防疫指針の策定（家畜伝染病予防法第3条の2第1項）

農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当然家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表するものとする。

### (2) 緊急ワクチン接種の実施を決定（特定家畜伝染病防疫指針第13の2）

農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚コレラについて予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連農場数）
- ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

### (3) 特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定（特定家畜伝染病防疫指針第13の3）

（家畜伝染病予防法第3条の2第2項）

農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家畜
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

### (4) 都道府県による緊急ワクチン接種の実施（特定家畜伝染病防疫指針第13の4）

都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

# 豚へのワクチン接種に係る関係団体の要望

## 1 県議会

### (1) 豚コレラ対策の強化を求める意見書（平成 30 年 12 月 20 日）

- 内 容 ・ 発生原因及び感染経路の早期解明
- ・ 豚へのワクチンの接種や野生イノシシへのワクチンの投与等の対策
- ・ 獣医師の確保支援、資材の広域的な備蓄・供給体制づくり
- ・ 豚コレラ対策に要する経費への支援の拡充
- ・ アフリカ豚コレラ等の侵入防止のため、検疫体制の強化

○送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣 等

### (2) 豚コレラ対策の一層の強化を求める意見書（平成 31 年 3 月 22 日）

- 内 容 ・ 地域限定での豚に対する緊急ワクチンの接種の実施
- ・ 衛生管理施設の整備など防疫対策の取組に対する支援の充実
- ・ 豚コレラの発生農場に支払われる手当金等に対する免税措置の実施

○送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣 等

## 2 日本養豚協会

### (1) 豚に対する緊急ワクチン接種等に関する要望書（平成 31 年 2 月 13 日）

- 内 容 ・ 豚へのワクチンの接種
- ・ 野生イノシシへのワクチンの投与等の対策

○送付先 自民党養豚議員連盟

## 3 県養豚協会

### (1) 豚に対する緊急ワクチン接種等に関する要望書（平成 31 年 3 月 8 日）

- 内 容 ・ 地域限定での豚に対する緊急ワクチン接種の実施
- ・ 発生農家の経営再建の支援、予防的ワクチン接種等

○送付先 県選出国會議員、県議会（畜産振興議員連盟）、県知事

### (2) 豚に対する緊急ワクチン接種等に関する要望書（平成 31 年 4 月 6 日）

- 内 容 ・ 地域限定での豚に対する緊急ワクチン接種の実施
- ・ 衛生管理施設整備等の防疫強化の取り組みへの支援
- ・ 手当金の早期交付、発生農家の経営再建の支援

○送付先 衆議院農林水産委員長（県選出国會議員）

#### 4 県市長会

豚コレラ対策の一層の強化を求める緊急決議（平成 31 年 4 月 5 日）

- 内 容 ・ 地域限定での豚に対する緊急ワクチンの接種の実施
  - ・ 衛生管理施設の整備など防疫対策の取組に対する支援の充実
  - ・ 豚コレラの発生農場に支払われる手当金等に対する免税措置の実施
- 送付先 県選出国會議員、農林水産大臣、県知事 等

#### 5 県町村会

豚コレラ対策の強化を求める要望書（平成 31 年 4 月 5 日）

- 内 容 ・ 地域限定での豚に対する緊急ワクチンの接種の実施
  - ・ 衛生管理施設の整備など防疫対策の取組に対する支援の充実
  - ・ 豚コレラの発生農場に支払われる手当金等に対する免税措置の実施
- 送付先 県選出国會議員、農林水産大臣、県知事 等

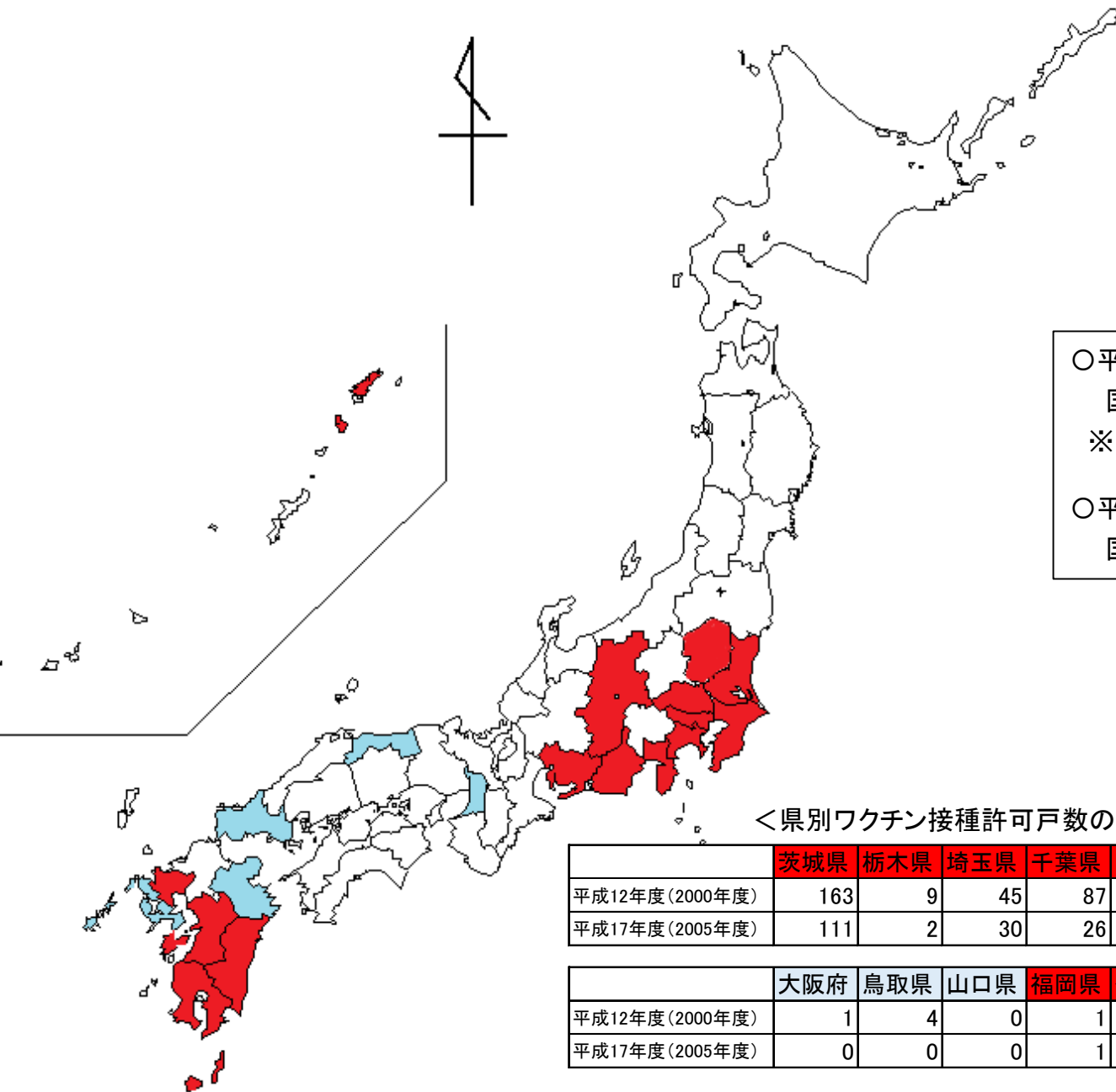
#### 6 県 J A 家畜伝染病対策本部

豚コレラ対策に関する緊急要請書（平成 31 年 4 月 15 日）

- 内 容 ・ 地域限定での豚に対する緊急ワクチンの接種の実施
  - ・ 予防的ワクチン接種等
- 送付先 県知事

# 国のワクチン全面中止までの接種の状況

別添1



○平成12年(2000年)10月  
国はワクチンの原則中止  
※この時点で28府県は使用中止

○平成18年(2006年)3月  
国はワクチンの全面中止

<県別ワクチン接種許可戸数の推移(H12~H17)>

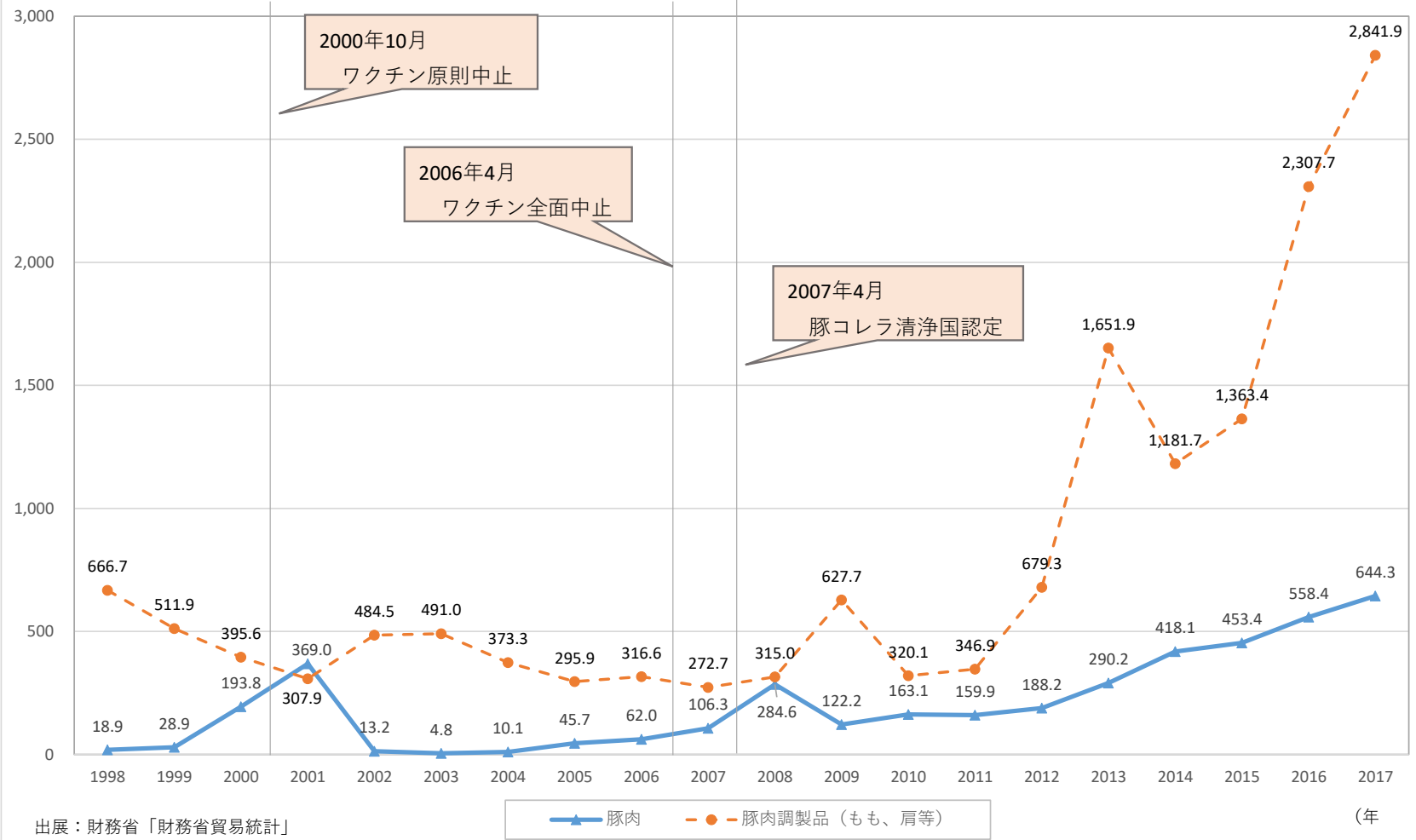
	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	長野県	静岡県	愛知県
平成12年度(2000年度)	163	9	45	87	7	34	19	78	2
平成17年度(2005年度)	111	2	30	26	4	7	2	6	3

	大阪府	鳥取県	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成12年度(2000年度)	1	4	0	1	14	6	12	8	25	103
平成17年度(2005年度)	0	0	0	1	3	0	1	0	1	6

出所: 豚コレラ防疫史

### 豚肉及び豚肉調製品の輸出量推移

(t)



# 日本の豚肉等の輸出可能国・地域

2019年4月15日現在

相手国	豚肉	豚原皮
香港	5府県以外からの輸出が可能	5府県以外からの輸出が可能
ベトナム	5府県以外からの輸出が可能	輸出可能
マカオ	5府県以外からの輸出が可能	—
タイ	—	輸出可能
韓国	輸出不可	輸出可能
カンボジア	輸出可能	輸出可能
シンガポール	5府県以外からの輸出が可能	—

※5府県：岐阜県、愛知県、大阪府、長野県、滋賀県

(参考) 豚コレラ発生により輸出不可となっている国・地域  
米国、フィリピン、台湾

【出所：動物検疫所（農林水産省）】